

矯正歯科	館山市菌一七〇の七	〃
スマイレ薬局九重店	館山市菌一七〇の七	〃
スマイレ薬局ローズマリー店	南房総市白子二、一三一の五	〃
医療法人福慈会 上茂原診療所	茂原市上茂原三八八の一二	令和四年十二月一日
医療法人スワン会 みようでんfamily歯科 & 矯正・小児歯科市川クリニク	市川市妙典四の三の三一	〃
里見薬局	館山市船形四九三	〃
ウエルシア薬局木更津岩根店	木更津市高砂二の三の五四	〃
まごころ薬局野田春日町店	野田市春日町二五の三〇	〃
ひまわり薬局八積店	長生郡長生村金田二、五九一の一八	〃
ウエルシア薬局白子店	長生郡白子町五井二、二九九	〃

千葉県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団雄成会 村医院	中	木更津市真里谷二五〇	令和四年九月一日
医療法人社団樹徳会 倉整形外科眼科病院	佐	佐倉市大崎台三の一の一	令和四年十一月二十八日

医療法人社団いとおり ほしの在宅ケアクリニク	松戸市小金きよしヶ丘三の二〇の二	令和四年十二月一日
とまと薬局美郷台店	成田市美郷台一の一五の六	〃
とまと薬局	成田市公津の杜二の二七の	〃
ローズ薬局	一	〃
とまと薬局浦安店	習志野市谷津四の八の四五	〃
ファルマステップ四街道 大日薬局	浦安市当代島三の六の四一 四街道市大日四三〇の一	〃
おでかけクリニク	市川市真間二の一六の一二	令和五年一月一日
医療法人社団祐和会 皮膚科東武川間	野田市尾崎八四〇の六	〃
ゆりの木こころのクリニク	八千代市ゆりのき台三の五の二	〃
宮内歯科	富里市御料一、〇三二の八六	〃
エルグ市川南薬局	市川市市川南三の一四の九	〃
ウエルシア薬局茂原六ツ野店	茂原市六ツ野四、〇八一の一	〃
スリーアイ薬局浦安店	浦安市北栄三の八の一	〃
カワチ薬局八日市場店	匝瑳市八日市場イ七〇九の	〃
ウエルシア薬局九十九里 片貝店	一 山武郡九十九里町片貝五、 一一六	〃

千葉県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
DSセルリア株式会社	千葉市美浜区中瀬一の三	DS訪問看護ステーション妙典	市川市塩焼五の七の二五	令和四年十一月一日
株式会社ドックトライン	千葉市美浜区中瀬二の六の一	夢のまち訪問看護リハビリステーション行徳	市川市行徳駅前二の一七の二	〃
株式会社M・Y・Y	大阪府大阪市中北区天満橋京町三の五	MYY訪問看護ステーション千葉	印西市小林一、八一一の一	令和四年十二月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社カスケード東京	東京都港区海岸一の二の三	らいおんハート訪問看護リハビリステーション行徳	市川市行徳駅前一の五の一	令和四年十二月一日
サポートプロジェクト株式会社	千葉市若葉区若松町二、三九二の一五	なのはな訪問看護ステーション	市原市ちはら台西二の一の四	〃

千葉県告示第百十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和六年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人財団明理会 徳総合病院	市川市本行徳五、五二五番地二	令和九年二月二十八日

千葉県告示第百十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。その申請書及び関係書類は、千葉県環境生活部廃棄物指導課並びに市原市環境部不法投棄対策・残土指導課及び市原市役所五井支所において縦覧に供する。

令和六年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
日曹金属化学株式会社 東京都中央区日本橋兜町二一番七号 代表取締役 赤川彰一
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
市原市五井南海岸一二番二の一部ほか五筆
- 産業廃棄物処理施設の種類
廃油及び産業廃棄物の焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃油及び廃酸
- 申請年月日
令和五年十二月十一日

千葉県告示第百十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号及び同法第五条第二項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和六年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 区域
館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市並びに安房郡鋸南町の区域内に存する松からなる森林（以下「松林」という。）の区域のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市の各市役所並びに安房郡鋸南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 森林病害虫等の種類

松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫(以下「松くい虫」という。)

四 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤による防除又は破砕を行うこと。

五 命令をしようとする理由

松くい虫がまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため

六 その他必要な事項

一 四に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

二 四に掲げる措置については、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップ)により破砕する場合には、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。

三 四に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる松林の所在する地域を管轄する林業事務所の長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、4により申請書を提出する場合は、この限りでない。

四 四に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる松林の所在する地域を管轄する林業事務所の長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が四に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

五 知事は、四に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、二に定める期間内に四に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

六 知事は、5の措置を行った場合において、その費用の額が、四に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

千葉県告示第百十六号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和六年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 区域

館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市並びに安房郡鋸南町の区域内に存する松からなる森林(以下「松林」という。)の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市の各市役所並びに安房郡鋸南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二 期間

令和六年五月一日から七月三十一日まで

三 森林病害虫等の種類

松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫(以下「松くい虫」という。)

四 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について薬剤による防除を実施すること。

五 命令をしようとする理由
松くい虫がまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため

六 その他必要な事項

一 四に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

二 四に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所の長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。

三 四に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所の長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が四に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

四 知事は、四に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、二に定める期間内に四に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

五 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、四に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

千葉県告示第百十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、千葉県資源管理方針を次のとおり変更した。

令和六年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

変更に係る千葉県資源管理方針

八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は1から7までに、特定水産資源以外の水産資源（法第十一条第二項第二号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は8から12までに、法第十一条第二項第二号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は13から45までに、それぞれ定めるものとする。

（1から38まで及び40から44までは、省略する。）

39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

とらふぐ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で一年当たり三・〇トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

45 さより東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

さより東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で一年当たり八・一トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三号

令和五年十一月二日付けをもって柏市矢澤英雄から提出のあった同年八月六日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、別冊のとおり裁決した。
令和六年三月一日
千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第四号

令和五年十一月六日付けをもって柏市東和彦から提出のあった同年八月六日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、別冊のとおり裁決した。
令和六年三月一日
千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

公告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、山武郡作田川大中堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
令和六年三月一日
千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

東金市東中七八〇番地二

〃 〃 九一六番地

〃 〃 八三二番地

〃 〃 一、〇七八番地二

〃 〃 一、〇八四番地一

〃 〃 九三二番地四

〃 〃 九二〇番地

土屋 勝男

村井 雄

吉井 亨

石田 耕一郎

綿貫 勇

戸田 浩彰

林 孝次

添付書類	申請区分			
	建設業者		測量等業者	
	県内	県外	県内	県外
	○	○	○	○
委任状	○	○	○	○
営業所一覧表(別記第二号様式)	○	○	○	○
工事経歴書(別記第三号様式)	○	○	○	○
測量等実績調書(別記第四号様式)	○	○	○	○
登録証明書の写し	○	○	○	○
経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	○	○	○	○

「資格者名簿」という。)に記載されており、県内に主たる営業所を有し、及び建設業の営業年数を三年以上有する二以上の者を当事者とする合併又は営業譲渡が令和六年一月一日以前五年以内にあった場合に、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は営業譲渡を受けた者が提出するものとする。

十六 新規卒業者継続雇用申告書は、県内に本店を有する建設業者で、申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している者のみ提出するものとする。

十七 次世代育成支援対策推進法第十三条若しくは第十五条の二、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条若しくは第十二条又は青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写しは、県内に本店を有する建設業者で、当該認定を受けている者のみ提出するものとする。

十八 次世代育成支援対策推進法第十二条第四項又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第七項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書(都道府県労働局の受付印のあるもので、計画期間に資格審査の申請日が含まれているものに限る。)の写しは、県内に本店を有する建設業者のみ提出するものとする。

十九 協力雇用主(再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第四百号)第十四条に規定する協力雇用主をいう。以下同じ。)の登録申告書は、県内に本店を有する建設業者で、保護観察所に協力雇用主として登録している者のみ提出するものとする。

二十 各証明書又は証明書の写しは、電子申請を行った日以前三箇月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。

二 変更後の第三 入札参加資格審査の申請方法及び提出書類の二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

納税証明書	○	○	○	○
法人の登記事項証明書(以下「法人登記事項証明書」という。)	○	○	○	○
又は身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書(以下「後見登記事項証明書」という。)	○	○	○	○
財務諸表	○	○	○	○
障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和五十一年労働省告示第百二十二号)に定める様式第六号をいう。以下同じ。)	○	○	○	○
報告者控への写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)に基づく報奨金等の支給を受けるための書面をいう。以下同じ。)	○	○	○	○
申請者控への写し	○	○	○	○
ISOの要求事項の適合に係る登録証(以下「ISO登録証」という。)	○	○	○	○
エコアクション21の適合に係る登録証(以下「エコアクション21登録証」という。)	○	○	○	○
建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	○	○	○	○
建設業団体の加入証明書の写し	○	○	○	○
合併・営業譲渡履歴書(別記第五号様式)	○	○	○	○
新規卒業者継続雇用申告書(別記第六号様式)	○	○	○	○
次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十三条又は第十五条の二の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○	○	○	○
次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書の写し	○	○	○	○
女性の職業生活における活躍の推進に関する法	○	○	○	○

律(平成二十七年法律第六十四号)第九条又は第十二条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第七項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書の写し	○			
青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○			
協力雇用主の登録申告書(別記第七号様式)	○			

備考

- 一 委任状は、県外に主たる営業所を置く者が代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合に提出するものとする。この場合において、委任状の作成に当たっては、使用印鑑届兼委任状(別記第一号様式)を使用することができる。
- 二 工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。
- 三 県内に本店を有する建設業者が申請する場合は、工事経歴書並びに法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書の添付を省略することができる。
- 四 登録証明書の写しは、測量法、建築士法及び不動産の鑑定評価に関する法律に基づき登録を受けている者並びに建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)、地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)及び補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第三百四十一号)に基づき登録を受けている者が提出するものとする。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。
- 五 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた申請に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しとする。
- 六 納税証明書は、全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の事業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。
- 七 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合は、納税証明書、法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書の添付を省略することができる。
- 八 法人登記事項証明書は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあつては、身分証明書及び後見登記事項証明書とする。
- 九 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。

- 十 障害者雇用状況報告書の報告者控えの写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書の申請者控えの写しは、当該報告又は申請を行っている者のみ、当該報告書の報告者控え(職業安定所の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。以下同じ。)の写し又は申請書の申請者控え(報奨金の支給申請の窓口となつている機関の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。以下同じ。)の写しを提出するものとする。
- 十一 ISO登録証の写しは、ISO9001又はISO14001の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。
- 十二 エコアクション21登録証の写しは、エコアクション21の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。
- 十三 建設業労働災害防止協会加入証明書及び建設業団体の加入証明書の写しは、当該組合等に加している者のみ提出するものとする。
- 十四 合併・営業譲渡履歴書は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に記載されており、県内に主たる営業所を有し、及び建設業の営業年数を三年以上有する二以上の者を当事者とする合併又は営業譲渡が令和六年一月一日以前五年以内にあつた場合に、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は営業譲渡を受けた者が提出するものとする。
- 十五 新規卒業業者継続雇用申告書は、県内に本店を有する建設業者で、申告の対象となる新規卒業業者を継続雇用している者のみ提出するものとする。
- 十六 次世代育成支援対策推進法第十三条若しくは第十五条の二、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条若しくは第十二条又は青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写しは、県内に本店を有する建設業者で、当該認定を受けている者のみ提出するものとする。
- 十七 次世代育成支援対策推進法第十二条第四項又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第七項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書(都道府県労働局の受付印のあるもので、計画期間に資格審査の申請日が含まれているものに限る。)の写しは、県内に本店を有する建設業者のみ提出するものとする。
- 十八 協力雇用主(再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第四百号)第十四条に規定する協力雇用主をいう。以下同じ。)の登録申告書は、県内に本店を有する建設業者で、保護観察所に協力雇用主として登録している者のみ提出するものとする。
- 十九 各証明書又は証明書の写しは、電子申請を行った日以前三箇月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。

三 変更前の第七 資格審査及び等級区分の三

知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに別に知事が定める発注金額に応じ等級の区分を行うものとする。

四
変更後の第七 資格審査及び等級区分の三
知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに原則として次の表のとおり発注金額に応じ、等級の区分を行うものとする。

1 土木一式工事		発	注	金	額	等級
	七千万円以上					A
	二千万円以上			七千万円未満		B
	五百万円以上			二千万円未満		C
	五百万円未満					D
2 建築一式工事		発	注	金	額	等級
	八千万円以上					A
	二千万円以上			八千万円未満		B
	五百万円以上			二千万円未満		C
	五百万円未満					D
3 舗装工事		発	注	金	額	等級
	二千五百万円以上					A
	千万円以上			二千五百万円未満		B
	千万円未満					C
4 電気工事		発	注	金	額	等級
	千五百万円以上					A
	五百万円以上			千五百万円未満		B
	五百万円未満					C
5 管工事		発	注	金	額	等級
	二千万円以上					A
	五百万円以上			二千万円未満		B
	五百万円未満					C
6 その他工事		発	注	金	額	等級
	二千万円以上					A

五
変更前の第十二 変更等の届出の二
入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を印刷し、次の表の事項欄に掲げる変更事項ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

五百万円以上 二千万円未満	B
五百万円未満	C
一 商号又は名称(組織変更を含む。)	法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者については、使用印鑑届兼委任状
二 登録の状況	登録証明書又はその写し
三 主たる営業所の所在地、電話番号又は郵便番号	所在地にあっては、法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者については、使用印鑑届兼委任状
四 法人の代表者	法人登記事項証明書又はその写し
五 登録している印鑑(法人にあっては、登記している印鑑)又は使用印鑑	登録している印鑑にあっては印鑑証明書、使用印鑑にあっては使用印鑑届兼委任状
六 指名通知等を受ける事務所の所在地	登記事項であれば法人登記事項証明書又はその写し
七 代理人に係る事項	使用印鑑届兼委任状
備考	日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち法人登記事項証明書及び印鑑証明書を省略することができる。
六 変更後の第十二 変更等の届出の二	入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を印刷し、次の表の事項欄に掲げる変更事項ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。
一 商号又は名称(組織変更を含む。)	法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者については、委任状
二 登録の状況	登録証明書又はその写し
三 主たる営業所の所在地、電話番号又は郵便番号	所在地にあっては、法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者については、委任状

四 法人の代表者	法人登記事項証明書又はその写し
五 指名通知等を受ける 事務所の所在地	登記事項であれば法人登記事項証明書又はその写し
六 代理人に係る事項	委任状

備考 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち法人登記事項証明書を省略することができぬ。

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告並びに「MTO」に関する特定調達公告の題名を次のとおりとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 6 年 3 月 1 日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 手賀沼における外来水生植物の駆除業務 一式
 - (2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
 - (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、委託において A の等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準 (昭和 5 7 年 1 2 月 1 日制定) に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (IC カード) を取得していること。
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒2 6 0 0 - 8 6 6 7 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 千葉県環境生活部水質保全課潮沼浄化対策班 電話 0 4 3 (2 2 3) 3 8 2 1
 - (2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
 - (3) 入札説明書の交付期間 令和 6 年 3 月 1 日から 4 月 5 日まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (4) 入札書の提出期限
 - ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 6 年 4 月 1 2 日午後 5 時
 - イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 6 年 4 月 1 2 日午後 5 時
 - (5) 開札の日時及び場所 令和 6 年 4 月 1 5 日午前 1 0 時 千葉県庁本庁舎 3 階環境生活部水質保全課内
- 4 低入札価格調査制度及び調査基準価格
 - (1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
 - (2) 調査基準価格は、予定価格に 100 分の 70 を乗じて得た金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。
- 5 低入札価格調査
 - (1) 最低価格入札者 (以下「第 1 順位者」という。) の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。
 - (2) 第 1 順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。
 - (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者 (以下「低価格入札者」という。) は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。
 - (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して 4 日以内 (この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。) に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。
 - (5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した

者を落札者とするところがある。

(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。

(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期間 令和6年4月1日午前9時から5日午後5時まで

(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期間 令和6年4月1日から5日までの午前9時から午後5時まで

(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつて契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつて

も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すところがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Extermination of foreign aquatic plants in Teganuma Marsh (1set)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 12 April, 2024

(3) Contact point for the notice: Water Quality Division, Environmental and Community Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3821

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年3月1日

千葉県知事 熊谷俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

⑩税トータルシステムの再構築に係る調査・検討業務委託 ⑪千葉県総務部税務課 千葉県中央区市場町1番1号 ⑫令和6年1月16日 ⑬株式会社日本総合研究所 東京都品川区東五反田二丁目18番1号 ⑭67, 834, 443円 ⑮随意契約 ⑯地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号